

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月29日（平成30年（行個）諮問第190号）

答申日：令和元年7月12日（令和元年度（行個）答申第41号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定日、私が特定労働基準監督署に対して、特定事業場の労働基準法違反を申告したことにより作成された「申告処理台帳」（添付書類一切を含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月27日付け福岡個開第184号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
黒ぬり部分は全部開示すべき。相手方会社と訴訟中で相手方のやりとりを全て知る必要がある。本来、労基署を交えて三者で話すべきことがらなので、プライバシーを理由に黒ぬりにする必要性は全くない。黒ぬりは不当に相手方を利する。相手方プライバシーよりも裁判の公正、真実の解明の方が重要である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成30年6月6日付け（同日受付）で処分庁に対し、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年7月27日（同月30日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、下記

3 (3) に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持することが妥当であるとする。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があるとして、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる対象文書1及び対象文書2である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し、臨検監督等の方法により労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」の記載欄がある。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」の記載欄がある。

対象文書1の申告処理台帳続紙の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が連絡を取った人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の②の部分は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。これらの情報を開示すると当該事業場の情

報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれている。労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の①及び②の部分は、これらの情報を開示すれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の②の部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書2）

対象文書2の①には、当該事業場の内部情報が記載されている。これらの情報を開示すると、当該事業場の内部情報が明らかとなり、の取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提に、開示しないことを条件として任意に労働基準監督官に提供された情報が記載されている。これらの情報を開示すると、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書2の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、対象文書1の③及び対象文書2の②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求において、「黒ぬり部分は全部開示すべき。相手方会社と訴訟中で相手方のやりとりをすべて知る必要がある。」等と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに、法14条各号に基づき開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 審議
- ④ 令和元年6月26日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年7月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とされた部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を

維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 対象文書1の①

当該部分には、当該申告案件の完結区分が記載されているが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 対象文書1の②

(ア) 当該部分のうち、別表の5欄の(1)は、審査請求人である申告者の行動に関する記載であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、当該部分のうち、別表の5欄の(2)には、特定事業場から審査請求人に対する要請内容、当該要請に対する審査請求人の意向とそれを踏まえた特定労働基準監督署から特定事業場への伝達内容及び申告事案の移送についての同署の方針が記載されている。これらは、原処分において開示されている情報及び諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容又はこれらの情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(イ) よって、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。さらに、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。

(ウ)したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 対象文書2の①

(ア)当該部分は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された資料の一部であるが、当該部分のうち、特定労働基準監督署の職員の職氏名については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。このうち氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に相当し、同号ただし書イに該当する。また、職名は、同号ただし書ハに該当する。

その余の部分については、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

(イ)また、当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容又は当該情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

(ウ)したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

当該部分のうち、対象文書1の②には、労働基準監督官の申告処理に係る対応方針及び特定事業場からの聴取内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

また、当該部分のうち、対象文書2の①は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された資料の一部であるが、当該事業場の見解や内部情報が記載されていると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、これを開示すると、関係事業場の事業者を始め

とする各事業者が労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

1 対象 文書	2 文書 名	3 頁	4 不開示とした情報		5 開示すべき部分
			不開示部分	該当条 文（法 14条 該当 号）	
1	申告処理 台帳及び 申告処理 台帳続紙	1 ない し 9	① 1 頁の「完結区 分」欄	5号及 び7号 イ	全て
			② 3 頁の「処理経 過」欄 7 行目 1 8 文 字目ないし最終文 字， 9 行目ないし 1 1 行目最終文字， 1 7 行目 1 文字目ない し最終文字， 2 1 行 目 1 文字目ないし最 終文字， 2 5 行目な いし 2 6 行目最終文 字及び 2 9 行目ない し 3 1 行目最終文 字， 4 頁の「処理経 過」欄 5 行目ないし 7 行目 8 文字目， 8 行目 2 2 文字目ない し 9 行目最終文字及 び 2 1 行目ないし 2 3 行目最終文字， 5 頁の「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ない し最終文字， 2 行目 1 文字目ないし最終 文字， 5 行目 1 文字 目ないし 6 文字目， 5 行目 9 文字目ない し 1 1 文字目， 6 行 目 2 7 文字目ないし	2号， 3号イ 及び 口， 5 号並び に7号 イ	（1） 3 頁の「処理 経過」欄 7 行目 1 8 文字目ないし最終文 字 （2） 6 頁の「処理 経過」欄 2 行目 3 2 文字目ないし 3 行目 1 3 文字目， 8 頁の 「処理経過」欄 7 行 目 6 文字目ないし 8 行目 3 1 文字目， 1 9 行目 7 文字目ない し 1 9 文字目， 2 0 行目 1 4 文字目ない し最終文字， 2 1 行 目 2 文字目ないし最 終文字， 9 頁の「処 理経過」欄 5 行目な いし 1 0 行目 1 8 文 字目， 1 2 行目 8 文 字目ないし最終文字

		<p>7行目最終文字，9行目1文字目ないし最終文字，10行目ないし17行目最終文字及び21行目1文字目ないし6文字目，6頁の「処理経過」欄1行目1文字目ないし7文字目，2行目32文字目ないし5行目最終文字，9行目ないし10行目最終文字，13行目ないし14行目最終文字，17行目ないし19行目最終文字及び21行目ないし31行目最終文字，7頁の「処理経過」欄5行目1文字目ないし17文字目，6行目1文字目ないし6文字目，6行目16文字目ないし11行目27文字目，13行目ないし14行目23文字目，21行目ないし22行目最終文字，25行目ないし27行目最終文字及び29行目1文字目ないし最終文字，8頁の「処理経過」欄1行目1文字目ないし最終文字，2行目1文字目ないし最終文</p>	
--	--	---	--

		<p>字， 3 行目 1 文字目 ないし最終文字， 4 行目 1 文字目ないし 最終文字， 5 行目な いし 1 8 行目最終文 字， 1 9 行目ないし 2 0 行目最終文字及 び 2 1 行目 1 文字目 ないし最終文字， 9 頁の「処理経過」欄 5 行目ないし 1 2 行 目最終文字</p>		
		<p>③ 2 頁の不開示部 分， 3 頁の「処理経 過」欄 1 行目ないし 2 行目， 5 行目ない し 7 行目 1 7 文字目 及び空白部分， 4 頁 の「処理経過」欄 7 行目 9 文字目ないし 8 行目 2 1 文字目及 び空白部分， 5 頁の 「処理経過」欄 5 行 目 7 文字目ないし 8 文字目， 5 行目 1 2 文字目ないし 6 行目 2 6 文字目， 2 1 行 目 7 文字目ないし最 終文字及び空白部 分， 6 頁の「処理経 過」欄 1 行目 8 文字 目ないし 2 行目 3 1 文字目及び空白部 分， 7 頁の「処理経 過」欄 6 行目 7 文字 目ないし 1 5 文字 目， 1 1 行目 2 8 文</p>	新たに 開示	

			字目ないし12行目, 14行目24文字目ないし15行目及び空白部分, 8頁の「処理経過」欄空白部分, 9頁の「処理経過」欄空白部分		
2	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	1 0 ないし 1 2	①10頁	2号, 3号イ及び口, 5号並びに7号イ	1行目, 3行目, 4行目, 5行目1文字目ないし4文字目, 7行目, 8行目1文字目ないし3文字目, 9行目ないし15行目及び26行目ないし28行目
			②11頁, 12頁	新たに開示	